

芦 監 報 第 2 1 号

平成 2 3 年 3 月 2 5 日

芦屋市監査委員 山 本 彼一郎
同 松 木 義 昭

定期監査（事務監査）結果報告について

地方自治法第 1 9 9 条第 4 項の規定に基づき，定期監査（事務監査）を行ったので，
同条第 9 項の規定によりその結果を報告する。

定期監査（事務監査）結果報告書

- I 監査の種類 定期監査（事務監査）。なお、地方自治法第199条第2項の規定に基づく行政監査も併せて実施した。
- II 監査の対象 平成22年4月1日から平成22年9月30日までの社会教育部美術博物館所管の監査対象事務について、当該事務が法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかどうかを主眼として、抽出により実施した。
- III 監査の期間 平成22年12月21日から平成23年3月22日まで
- IV 監査の実施要領 監査の実施にあたっては、歳入歳出予算の執行状況等の関係書類及び帳簿の提出を求め、関係職員から説明を聴取するとともに、文書管理システム登録文書等から抽出する方法で監査を行った。
- V 監査の結果 次のとおりである。

1 事務及び組織

(1) 事務

所掌する事務の概要は、次のとおりである。

- ア 美術博物館の管理運営に関すること。
- イ 美術博物館資料の収集、保管及び展示に関すること。
- ウ 美術博物館の講演会、研究会等を開催すること。
- エ 美術博物館の資料に関する学術調査及び研究に関すること。
- オ 美術博物館を美術及び歴史に関する知識の普及及び啓発事業のために利用させること。
- カ 美術博物館の資料に関する出版物を刊行すること。
- キ 他の博物館、学校その他の関係機関との連絡及び協力に関すること。
- ク その他、美術博物館の目的を達成するために必要な事業に関すること。
- ケ 谷崎潤一郎記念館の開館時間等の変更に関すること。
- コ 谷崎潤一郎記念館の資料の館外貸出しに関すること。
- サ 谷崎潤一郎記念館の利用料金の承認に関すること。
- シ 谷崎潤一郎記念館の観覧料等の免除及び還付に関すること。
- ス 谷崎潤一郎記念館の指定管理者との調整に関すること。
- セ 富田碎花旧居の管理運営に関すること。

(2) 組織（平成22年9月30日現在）

美術博物館の組織は、館長（教育長兼職）1名、副館長（社会教育部長兼職）1名及び主査1名（再任用職員）が配属され、臨時的任用職員1名が配置されている。

2 施設の概要

(1) 美術博物館

- ア 住 所 芦屋市伊勢町12番25号
- イ 敷地面積 6,469㎡
- ウ 延床面積 3,402㎡
- エ 建物構造 鉄筋コンクリート造2階建 他
- オ その他 展示室、講義室、体験学習室、研究資料室、収蔵庫、ホール、小出権重のアトリエ、喫茶室

(2) 谷崎潤一郎記念館

- ア 住 所 芦屋市伊勢町12番15号
- イ 敷地面積 1,698㎡
- ウ 延床面積 591㎡
- エ 建物構造 鉄筋コンクリート造2階建
- オ その他 展示室、ロビー、収蔵庫、講義室、日本庭園

(3) 富田碎花旧居

- ア 住 所 芦屋市宮川町4番12号
- イ 敷地面積 333.88㎡
- ウ 延床面積 88.67㎡
- エ 建物構造 木造平屋建
- オ その他 (母屋, 展示室, 管理人室)

3 業務の内容

(1) 美術博物館

美術博物館は、谷崎潤一郎記念館に隣接して、平成2年度に芦屋市制50周年事業として建設され、美術部門と歴史部門を併せた複合施設として開館している。

美術博物館の管理運営は、現在、本市直営とし、特定非営利活動法人「芦屋ミュージアム・マネジメント」に、施設の運営に関する業務や展覧会・講座・講演会等の開催、美術博物館資料の公開等に関する業務などを委託しているが、平成23年度からは指定管理者制度を導入して、「小学館集英社プロダクション、芦屋ミュージアム・マネジメント、グローバルコミュニティグループ」が管理運営を行う予定となっている。

ア 美術部門

芦屋ゆかりの美術家を中心に、近代・現代の作品を収集・保存・調査・研究・公開展示するほか、内外の名品の展覧会を開催している。

また、美術博物館においては、「具体」という大きな特長がある。「具体」は、1954年、芦屋に居住していた二科会の画家・吉原治良をリーダーとして結成された美術グループ「具体美術協会」の略称で、従来の形式にとらわれない新しい美術の創造を目指して吉原治良の指導の下、展覧会場だけでなく、野外や舞台の上でも前衛的な作品を次々と発表した。吉原治良が没した1972年に「具体」は解散したが、戦後日本美術史を語る際に欠くことのできない存在として、近年ますます国内外でその重要性が見直されている。

(7) 常設展示

I 小出楯重と信濃橋洋画研究所の作家たち、II 吉原治良と具体美術協会、III 中山岩太・ハナヤ勘兵衛と芦屋カメラクラブなど、美術博物館のコレクションの中樞をなす3つの柱に焦点を当てた「3つの柱—コレクションの底力—」展等、美術博物館のコレクションによりテーマを決めて、芦屋ゆかりの美術家を紹介している。

(1) 特別展示

芦屋に生まれ、終生この地で洋画家として活動した天王寺谷卓三の画業を振り返る回顧展「天王寺谷卓三展」や小出楯重没後80年を記念した「没後80年記念 小出楯重を歩く」展など、美術博物館独自の企画による、芦屋ゆかりの美術家や内外の美術館等の特別展示を年3～5回開催している。

(ウ) 教育普及活動

小学生を対象とした現代美術アーティストによるワークショップや「具体入門講座」、
「没後80年記念 小出楯重を歩く」展に関連した4回連続の講演会を行うなど、展覧
会鑑賞の手引きとなる講演会や講座を開催している。

(エ) 主として芦屋ゆかりの美術家の作品を収集

小出楯重を中心とする周辺的美術家及び吉原治良を中心とした作品のほか、公立美術
館として収蔵するにふさわしい近代・現代の美術品を収集している。

(オ) 小出楯重アトリエの復元

小出楯重の芦屋在住当時のアトリエを原設計をもとに復元し、愛用の画材、モチーフ
などの遺品や資料を展示している。

イ 歴史部門

芦屋の自然や歴史に関する文化財・考古資料の収集保存・調査研究・公開展示を開催し
ている。

(ア) 常設展示

打出岸造り遺跡の上水道や月若遺跡の竈状遺構などの文化財の実物のほか、写真・解
説パネルで芦屋の歴史・自然を紹介している。

(イ) 特別展示

平成22年度は、芦屋市制70周年記念「芦屋モダニズムとライフスタイル」展や芦
屋市教育委員会60周年記念「芦屋郷土史展」1・2を開催するなど、「芦屋とその周
辺の歴史の流れをみる」テーマで、通常年1回開催している。

(ウ) 教育普及活動

「江戸時代の芦屋」をテーマとした古文書講座や「江戸時代の漢学の素読を復活」と題
した芦屋寺子屋セミナーなど、文化財・歴史に関する講座を開催している。

(2) 谷崎潤一郎記念館

昭和63年に開館し、谷崎潤一郎に関する資料の収集・展示等を行っている。

平成18年度から指定管理者制度を導入し、現在は「読売・武庫川学院事業連合」が管理
運営を行っている。

(3) 富田碎花旧居

昭和60年、詩人富田碎花の蔵書・研究資料が、遺族の方から本市に寄贈されるとともに、
旧家を譲り受け、保存整備を行い、一般公開している。管理運営は、本市直営で行っている。

4 美術品の収蔵

美術博物館が収蔵している美術品は、平成22年3月31日現在で、合計1,335点ある。

その種類の内訳としては、平面が1,187点、立体が44点、写真が96点及び美術工芸
品が8点となっている。

また、芦屋市美術品等取得基金（美術博物館の美術品及び美術資料を円滑に取得するために設置されたもの。）により取得した美術品は51点あり、基金2億円のうち、現金1,273,000円を除く198,727,000円を美術品の購入に当てている。購入した51点の全作品を、平成23年1月24日に現地で購入一覧表と照合したところ、46点については現物を確認し、修復中の4点（預り証により確認）及び貸出中の1点（作品貸出契約書により確認）の5点については書類により確認し、合計51点の作品が保管されていることを確認した。

あわせて、美術博物館における高額収蔵品のうち、小出楯重をはじめ吉原治良や小磯良平の代表的な作品を抽出して、現地において確認したところ、これらの作品は現に、保管・収蔵されていることを確認した。

5 予算執行状況等について

(1) 執行状況

平成22年9月30日現在の歳入歳出の執行状況は、別表1及び別表2に掲載のとおりである。

歳入現計予算額に対する収入済額の執行率は66.59%となっている。款別の執行率をみると、(款)使用料及び手数料(予算額構成比率72.14%)が71.65%、(款)財産収入(予算額構成比率0.02%)が57.10%、(款)諸収入(予算額構成比率27.84%)が53.49%となっている。

次に、歳出現計予算額に対する支出(命令)済額の執行率は48.36%であり、主な支出について事業細目別の執行状況をみると、(細目)美術博物館管理運営経費(予算額構成比率30.47%)が55.18%、(細目)美術博物館管理運営委託事業費(予算額構成比率45.45%)が49.51%、(細目)谷崎潤一郎記念館の維持管理費(予算額構成比率21.13%)が41.46%となっている。

歳入歳出とも、おおむね順当な執行状況と判断される。

(2) 収入事務

歳入予算に係る収入事務について、領収済通知書、調定伝票、歳入整理簿を抽出して調査したところ以下のとおり留意すべき点が見られた。

ア 歳入整理簿を調査したところ、全ての収入において月末に調定を行っていた。目的外使用料等納入の通知を必要とするものは、調定を行ってから納入通知書を送付すべきである。

イ 領収済通知書を調査したところ、納入通知書では納期限の記載がなく、納付書では納入内訳が不明確なものがあつた。また、収納事務受託者が観覧料等を公金機関に払い込む時の納入者名が「美術博物館出納員」となっているが、収納事務受託者である「芦屋ミュージアム・マネジメント」が納入者となるべきである。

これらの収入事務においては、芦屋市財務会計規則を遵守して適正に処理されたい。

(3) 収入決裁

歳入に係る起案文書を調査したところ、以下のとおり留意すべき点が見られた。

- ア 使用料等徴収・収納事務委託契約書について、委託事務の内容が観覧料等の徴収・収納及び還付事務となっているが、支出行為としての還付事務を委託する際には、受託者に資金前途する必要がある。しかしながら、芦屋市ではそのような方法を取っていないため、今後は契約書の内容を見直すべきである。
- イ 受託者が作成する委託事務実績報告書については、日付、曜日、収入の種類、それに対応する金額が記入された報告書となっているが、人数、期間等の金額の内訳が分かるように記載すべきである。
- ウ 観覧券に有料広告を掲載することについての実施起案書を見ると、掲載理由、掲載する印刷物、広告主、選定理由及び広告料の記載はされていたものの、広告掲載申込書及び広告掲載決定通知書の添付がなかったため、適切な事務処理に努められたい。

(4) 支出事務

歳出予算に係る支出事務について、支出負担行為及び支出命令に係る財務会計処理、歳出に係る関連決裁文書、予算差引簿等を抽出して調査した。

一部の支出手続に著しい遅れがみられた。美術博物館及び谷崎潤一郎記念館の空調関連工事において、工事完了届の日から支出命令を執行するまでに2～3か月経過しているものが4件あった。請求書の不備や点検報告書の遅れが原因とのことだが、すべて同一業者であり、書類の督促、注意喚起を厳しく行うなど、適切な事務処理に努められたい。

(5) 支出決裁

実施起案を中心に調査したが、業務委託契約等の関連決裁文書において、下記の事項については是正されたい。

- ア 単社随意契約による業務委託の実施起案において、業者の選定理由が記載されていないものが散見された。
- イ 契約保証金について、実施起案には「免除する。」等の項目が明記されているものの、契約書本体にその旨の記載がないものが散見された。
- ウ 委託料の支払時期が、2か月単位、3か月単位といったものについては、契約書もしくは業務仕様書に支払条件を明記しておく必要があるが、記載を省略しているものがあつた。
- エ 機械装置保守契約書において、条文の中に契約の更新条項（1年延長）が規定されているものがあつた。契約書から削除しておくべきである。

6 その他事務

車両台帳兼車両管理台帳、旅行命令兼旅費請求カード等を調査したところ、おおむね適正に処理されていたが、車両管理において、「月間運行実績報告書」の報告はあるものの、その基となる運転の都度記入すべき「車両使用許可簿兼運行報告書」の作成がされていなかった。芦屋市車両管理規則第5条第4項に定められているので、適正に処理されたい。

7 むすび

今回の監査では、平成22年度上半期における財務会計事務を中心に審査したが、指摘事項もあることから、今一度財務会計事務の基本に則った事務処理を行う必要がある。

美術博物館は、芦屋ゆかりの作家の作品を中心に内外の名画、名品を気軽に楽しく観ていただき、また、芦屋の自然や歴史を実際に眼で確かめ、体験する学習の場として、市民に愛され、親しまれる身近な文化施設となることを目指している重要な部門である。

その美術博物館においては、谷崎潤一郎記念館に続いて指定管理者制度が平成23年度から導入され、今後、指定管理者が実質的な管理運営を行っていくことになるが、市においても過去の実績等を十分に分析して、今後の事業の展開に役立つようにしておく必要があると考える。

運営面での充実もさることながら、展示の企画・構成をはじめとして他の美術館との交流や連携を図るためには、学芸員の技量に負うところが大きいことから、市としても人材確保の重要性に配慮していただきたい。

美術博物館の入館者数を見ると、過去3年間では約2万3千人の推移に止まっているが、平成13年度には約4万9千人、平成12年度及び16年度には約3万1千人が訪れている。

美術博物館が市民や近隣市の人達により親しまれ、利用されるように、これまでも実施されてきているところではあるが、収蔵している美術品をテーマ別に又は常設展示して、広く市民に観てもらえるようにするとともに、音楽会や文化講演会など多角的な企画を創意工夫して、文化交流の場となるよう美術博物館の有効かつ効率的な管理運営をされるよう期待したい。

以 上

別表 1

平成22年度 美術博物館 歳入予算執行状況

平成22年9月30日現在 (単位: 円, %)

款項目節 細節	現計予算		調定済		収入済		執行率 B/A
	金額 A	構成比	金額	構成比	金額 B	構成比	
使用料及び手数料	4,421,000	72.14	3,167,748	77.63	3,167,748	77.63	71.65
使用料	4,421,000	72.14	3,167,748	77.63	3,167,748	77.63	71.65
教育使用料	4,421,000	72.14	3,167,748	77.63	3,167,748	77.63	71.65
社会教育使用料	4,421,000	72.14	3,167,748	77.63	3,167,748	77.63	71.65
美術博物館観覧料	1,600,000	26.11	863,110	21.15	863,110	21.15	53.94
美術博物館駐車場使用料	1,000,000	16.32	471,450	11.55	471,450	11.55	47.15
美術博物館目的外使用料	1,743,000	28.44	1,725,325	42.28	1,725,325	42.28	98.99
美術博物館使用料	64,000	1.04	88,260	2.17	88,260	2.17	137.91
谷崎潤一郎記念館目的外使用料	14,000	0.23	19,603	0.48	19,603	0.48	140.02
財産収入	1,000	0.02	571	0.01	571	0.01	57.10
財産運用収入	1,000	0.02	571	0.01	571	0.01	57.10
利子及び配当金	1,000	0.02	571	0.01	571	0.01	57.10
利子及び配当金	1,000	0.02	571	0.01	571	0.01	57.10
美術品等取得基金積立金収入	1,000	0.02	571	0.01	571	0.01	57.10
諸収入	1,706,000	27.84	912,500	22.36	912,500	22.36	53.49
雑入	1,706,000	27.84	912,500	22.36	912,500	22.36	53.49
教育費雑入	1,706,000	27.84	884,470	21.67	884,470	21.67	51.84
社会教育費雑入	1,706,000	27.84	884,470	21.67	884,470	21.67	51.84
美術博物館図録等販売代金	1,000,000	16.32	450,980	11.05	450,980	11.05	45.10
美術博物館教育普及活動参加料	100,000	1.63	339,200	8.31	339,200	8.31	339.20
美術博物館施設光熱水費負担金	300,000	4.90	53,208	1.30	53,208	1.30	17.74
美術博物館自動販売機電気使用料	36,000	0.59	13,332	0.33	13,332	0.33	37.03
その他社会教育費雑入	0	0.00	27,750	0.68	27,750	0.68	—
谷崎潤一郎記念館図録等販売代金	270,000	4.40	0	0.00	0	0.00	0.00
雑入	0	0.00	28,030	0.69	28,030	0.69	—
雑入	0	0.00	28,030	0.69	28,030	0.69	—
不用品売却その他雑入	0	0.00	28,030	0.69	28,030	0.69	—
合 計	6,128,000	100.00	4,080,819	100.00	4,080,819	100.00	66.59

別表 2

平成22年度 美術博物館 歳出予算執行状況

平成22年9月30日現在 (単位: 円, %)

款 項 目 細 目 節	現 計 予 算		支 出 (命 令) 済		執行率 B/A
	金 額 A	構成比	金 額 B	構成比	
教育費	103,994,000	100.00	50,289,840	100.00	48.36
社会教育費	103,994,000	100.00	50,289,840	100.00	48.36
社会教育事業費	103,994,000	100.00	50,289,840	100.00	48.36
富田碎花顕彰事業管理委託費	1,100,000	1.06	291,536	0.58	26.50
需用費	105,000	0.10	50,686	0.10	48.27
役務費	41,000	0.04	38,000	0.08	92.68
委託料	754,000	0.73	202,850	0.40	26.90
工事請負費	200,000	0.19	0	0.00	0.00
美術博物館管理運営経費	31,689,000	30.47	17,485,504	34.77	55.18
報酬	245,000	0.24	116,600	0.23	47.59
旅費	21,000	0.02	7,040	0.01	33.52
需用費	17,585,000	16.91	13,534,858	26.91	76.97
役務費	935,000	0.90	653,435	1.30	69.89
委託料	10,338,000	9.94	2,663,620	5.30	25.77
使用料及び賃借料	240,000	0.23	40,201	0.08	16.75
工事請負費	2,000,000	1.92	397,950	0.79	19.90
備品購入費	218,000	0.21	0	0.00	0.00
負担金、補助及び交付金	98,000	0.09	63,000	0.13	64.29
公課費	9,000	0.01	8,800	0.02	97.78
美術博物館管理運営委託事業費	47,261,000	45.45	23,400,000	46.53	49.51
委託料	47,261,000	45.45	23,400,000	46.53	49.51
美術博物館協議会に関する経費	220,000	0.21	0	0.00	0.00
報酬	207,000	0.20	0	0.00	0.00
旅費	10,000	0.01	0	0.00	0.00
需用費	3,000	0.00	0	0.00	0.00
谷崎潤一郎記念館の維持管理費	21,982,000	21.13	9,112,800	18.12	41.46
報償費	5,000	0.00	0	0.00	0.00
旅費	118,000	0.11	29,300	0.06	24.83
需用費	300,000	0.29	0	0.00	0.00
役務費	59,000	0.06	0	0.00	0.00
委託料	21,000,000	20.19	8,800,000	17.50	41.90
工事請負費	500,000	0.48	283,500	0.56	56.70
谷崎潤一郎賞受賞記念事業費	592,000	0.57	0	0.00	0.00
報償費	375,000	0.36	0	0.00	0.00
需用費	31,000	0.03	0	0.00	0.00
役務費	3,000	0.00	0	0.00	0.00
委託料	90,000	0.09	0	0.00	0.00
使用料及び賃借料	93,000	0.09	0	0.00	0.00
谷崎潤一郎記念館施設整備費	1,150,000	1.11	0	0.00	0.00
工事請負費	1,150,000	1.11	0	0.00	0.00
合 計	103,994,000	100.00	50,289,840	100.00	48.36